

## 参考資料

- 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）（概要と評価） . . . . . 1
  
- 日本の約束草案 . . . . . 4
  
- 第四次環境基本計画（概要） . . . . . 16
  
- 気候変動の影響への適応計画（概要） . . . . . 18
  
- 生物多様性国家戦略2012-2020（概念図） . . . . . 19
  
- 東京都環境基本計画のあり方について（中間のまとめ）（概要） . . . . . 20

## 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）

### 京都議定書第11回締約国会合（CMP11）等

#### （概要と評価）

平成27年12月13日

日本政府代表団

#### 1. 全体の概要と評価

（1）11月30日から12月13日まで、フランス・パリにおいて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）、京都議定書第11回締約国会合（CMP11）等が行われた。我が国からは、丸川環境大臣、木原外務副大臣、星野経済産業大臣政務官、鬼木環境大臣政務官、外務・経済産業・環境・財務・文部科学・農林水産・国土交通各省関係者が出席した。なお、11月30日には、オランダ仏大統領の主催により首脳会合が開催され、安倍総理他が出席した。

（2）「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会（ADP）」における事務レベルの交渉を経て、12月6日以降閣僚間でさらに協議を重ねた結果、最終的に12月12日に新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。我が国としては、すべての国が参加し、公平かつ実効的な枠組みとなる「パリ協定」が採択されたことを高く評価する。

#### 2. 日本政府の対応

（1）「パリ協定」について、我が国は、丸川環境大臣、木原外務副大臣を筆頭に、積極的に会合に参加し、新たな枠組みは全ての国が参加する公平かつ実効的なものであるべきとの立場を発信するとともに、具体的なテキスト案を提案するなど議論に貢献した。

（2）丸川環境大臣が閣僚級ステートメントにおいて日本代表として演説した。すべての国が参加する法的合意をできる限り実効性あるものとするのを改めて強調し、長期目標の設定や、目標の提出・見直しのサイクル、レビューの仕組みを法的合意に位置付けることを主張した。またできるだけ早期に地球温暖化対策計画を策定し、排出削減への取組を着実に実行していくこと、先日決定した適応計画に基づき具体的な適応策を実行していくこと、2020年に官民あわせて年間約1兆3千億円の気候変動関連の途上国支援を行うこと、革新的技術開発を強化していくこと等を発表した。こうした発言を通じ、パリ協定の合意を後押しした。

(3) さらに、丸川環境大臣及び木原外務副大臣は、会合期間中に、COP21 議長国フランス、米国、中国、インド、南アフリカなどの主要国の閣僚や潘基文国連事務総長など国際機関の長等、合計14の国・国際機関と会談を行い、新たな枠組みのあるべき姿、それぞれの主張や合意に向けて協調していくことの重要性を確認した。また、丸川環境大臣は、リマ・パリ・アクション・アジェンダ(LPAA)の都市・地域をテーマにした公式イベント等に登壇し、日本とアジアの都市間連携の取組等をアピールした。星野経済産業大臣政務官は、LPAAのイノベーションをテーマにした公式イベント等に登壇し、イノベーションの重要性を強調することでCOP21後も見据えた温暖化問題解決に向けた議論をリードできるよう主張した。鬼木環境大臣政務官は、OECD 玉木事務次長、GEF 石井CEO 兼議長などと会談し、新たな枠組みの方向性等、国際機関の見解も聴取しつつ意見交換を行った。

(4) 二国間クレジット制度(JCM)に署名した16か国が一堂に会する「第3回JCMパートナー国会合」を開催し、JCMの進捗を歓迎し、引き続き協力してJCMを実施していくこと等が表明された。また、丸川環境大臣とパヘ・比環境天然資源大臣との間で、両国間のJCMの構築に向けて覚書への署名を行った。また我が国を含む18か国が、国際的な市場メカニズムの活用について協力していく意思を示す「炭素市場に関する閣僚宣言」に加わった。

(5) 丸川環境大臣と仏ロワイヤルエコロジー・持続可能開発・エネルギー大臣との間で、両国間の友好関係の強化と、国際及び国内レベルにおける低炭素社会の構築を目指した環境協力の覚書への署名を行った。

(6) 日本政府として「ジャパン・パビリオン」と題するイベントスペースを設置し、国、各種機関・組織、研究者等の取組の紹介や議論を行うイベントを多数開催し、気候変動対策に関する我が国の貢献等について紹介した。

(7) 東アジア地域の低炭素成長の方向性について議論する「第4回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」を公式サイドイベントとして開催した。同イベントに合わせて、第3回までの成果を踏まえた提言集を公表し、低炭素成長の優良事例をベトナム、カンボジア、マレーシア、日本から紹介した。

### 3. 今次会合の成果

#### (1) 「パリ協定」の採択

新たな法的枠組みとなる「パリ協定」を含むCOP決定が採択された。「パリ

協定」においては、

- ・世界共通の長期目標として2℃目標のみならず1.5℃への言及
- ・主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受けること
- ・JCMを含む市場メカニズムの活用が位置づけられたこと
- ・森林等の吸収源の保全・強化の重要性、途上国の森林減少・劣化からの排出を抑制する仕組み
- ・適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施
- ・先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供すること
- ・イノベーションの重要性が位置づけられたこと
- ・5年ごとに世界全体の状況を把握する仕組み
- ・協定の発効要件に国数及び排出量を用いるとしたこと
- ・「仙台防災枠組」への言及（COP決定）

が含まれている。この中には日本の提案が取り入れられたものも多い。

## （2）その他の COP/CMP 決定

気候資金、緑の気候基金、長期目標に関する2013-2015年レビュー、適応委員会、ワルシャワ国際メカニズム、技術メカニズムと条約の資金メカニズムの連携、京都議定書の第二約束期間の実施に関する細則等のCOP/CMP決定が採択された。

## （3）次回 COP/CMP の予定

COP22は、2016年11月にモロッコ・マラケシュで開催されることとなっている。

（了）



# 日本の約束草案

国連に提出する日本の約束草案は、別添とする。

平成27年7月17日  
地球温暖化対策推進本部決定

## 日本の約束草案の提出について

気候変動問題は地球規模の課題であり、その解決のためには全ての主要国の参加する公平かつ実効性のある新たな国際枠組の構築が不可欠である。我が国は、各国と協調し、気候変動枠組条約第21回締約国会議において、このような国際枠組の構築に貢献していく。

その下で我が国は、全ての主要排出国と共に、国内での排出削減に取り組み、あわせて我が国の優れた技術や途上国支援を通じ世界全体での温室効果ガス排出削減に貢献する。

我が国は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故によりエネルギーを巡る環境の大きな変化に直面したことから、エネルギー戦略を白紙から見直し再構築するための出発点として、昨年、新たなエネルギー基本計画を決定した。

2020年以降の温室効果ガス削減に向けた我が国の約束草案は、エネルギーミックスと統合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題などを十分に考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標として、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比26.0%(2005年度比25.4%)の水準(約10億4,200万t-CO<sub>2</sub>)にすることとする。

### 公平性・野心度

我が国において、GDP当たりの温室効果ガス排出量は0.29kg/米ドル(2013年)、人口一人当たりの排出量は11t/人(2013年)であり、我が国全体のエネルギー効率(一次エネルギー供給/GDP)も95石油換算t/百万米ドル(2013年)と、いずれも既に先進国で最高水準にある。

一般に、我が国が温室効果ガスの排出を削減するための限界費用は、これまでの取組等により高いレベルにあると分析されているが、我が国は自らの排出削減に向けた取組をさらに進める結果、上記の指標についても2030年時点では2割から4割程度の改善が見込まれる。

我が国の約束草案は、主要セクターの具体的な対策・施策の積み上げに基づいて作成し、その内訳を明らかにした、透明性、具体性の高いものである。このように各国がセクター毎の情報を提出し共有することは、透明性の向上、公平性の確保、及び実効性あるレビューにも資する。これにより、セクター毎の取組が促され、世界全体での公平で効率的な排出削減につながる。

たとえば我が国の産業部門について、鉄鋼(転炉鋼生産)、セメント(クリンカ生産)におけるエネルギー効率は、いずれも世界トップ水準にあるが、さらに、低炭素社会実行計画の推進・強化をはじめ、別途示した具体的対策・施策により、一層の改善を図っていく。

### 条約2条の目的達成に向けた貢献

気候変動枠組条約の究極目的の実現に向けて、世界の気温上昇を2℃以下に抑えるためには、世界全体で長期的な削減に向けた対策を行うことが不可欠である。我が国の約束草案は、IPCC第5次評価報告書で示された、2℃目標達成のための2050年までの長期的な温室効果ガス排出削減に向けた排出経路や、我が国が掲げる「2050年世界半減、先進国全体80%減」との目標に統合的なものである。我が国は、約束草案に掲げた自らの温室効果ガスの排出削減に向けた取組と、将来にわたって講じる、低炭素技術の開発・普及や社会経済構造の低炭素化などの取組により、長期的な削減に積極的に貢献していく。

## 日本の約束草案

2020年以降の温室効果ガス削減に向けた我が国の約束草案は、エネルギーミックスと統合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題などを十分に考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標として、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比 26.0%(2005年度比 25.4%)の水準(約10億4,200万t-CO<sub>2</sub>)にすることとする。

## 明確性・透明性・理解促進のための情報

### 基準年

- ・2013年度比を中心に説明を行うが、2013年度と2005年度の両方を登録する。

目標年度:2030年度

実施期間:2021年4月1日～2031年3月31日

### 対象範囲、対象ガス、カバー率

- ・対象範囲:全ての分野(エネルギー(燃料の燃焼(エネルギー産業、製造業及び建設業、運輸、業務、家庭、農林水産業、その他)、燃料からの漏出、二酸化炭素の輸送及び貯留)、工業プロセス及び製品の利用、農業、土地利用、土地利用変化及び林業(LULUCF)並びに廃棄物)
- ・対象ガス:CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>及びNF<sub>3</sub>
- ・カバー率:100%

### 計画プロセス

- ・約束草案については、気候変動枠組条約締約国会議(COP)の決定、各国の動向や将来枠組みに係る議論の状況、エネルギー政策やエネルギーミックスに係る国内の検討状況等を踏まえて検討を深めた。
- ・約束草案については、中央環境審議会地球環境部会2020年以降の地球温暖化対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会約束草案検討ワーキンググループ合同会合において、国民に公開する形で検討を行った。
- ・エネルギー政策やエネルギーミックスについては、総合資源エネルギー調査会において、国民に公開する形で検討を行った。
- ・温室効果ガス排出削減・吸収のための主要な対策・施策として、現時点で、参考に示した取組を実施することを想定している。
- ・上記を経て、政府の原案をとりまとめ、パブリックコメントを行った上で、地球温暖化対策推進本部で決定した。
- ・今後、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策計画を策定する予定。

### 前提条件、方法論

- ・算定方法については、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が策定し、COPにより採択

された温室効果ガス排出・吸収量算定のためのガイドラインに従う。

- ・温室効果ガス総排出量(二酸化炭素等量)を求める際の係数は、IPCC第4次評価報告書に示された地球温暖化係数(100年値)を使用する。
- ・森林等の吸収源活動による吸収量は、引き続き京都議定書と同様の計上方法により算定する。
- ・二国間オフセット・クレジット制度(JCM)については、温室効果ガス削減目標積み上げの基礎としていないが、日本として獲得した排出削減・吸収量を我が国の削減として適切にカウントする。
- ・なお、算定方法は、今後の算定ルールに関する国際交渉により変更の可能性がある。

## 1. 対象ガス及び排出・吸収量

## 1. 温室効果ガス排出量の削減

## (1) エネルギー起源二酸化炭素

我が国の温室効果ガス排出量の9割を占めるエネルギー起源二酸化炭素の排出量については、2013年度比 25.0%(2005年度比 24.0%)の水準(約9億2,700万t-CO<sub>2</sub>)であり、各部門における2030年度の排出量の目安は、表1のとおりである。

表1 エネルギー起源二酸化炭素の各部門の排出量の目安

	2030年度の各部門の 排出量の目安	2013年度 (2005年度)
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	927	1,235 (1,219)
産業部門	401	429 (457)
業務その他部門	168	279 (239)
家庭部門	122	201 (180)
運輸部門	163	225 (240)
エネルギー転換部門	73	101 (104)

[単位:百万t-CO<sub>2</sub>]

## (2) 非エネルギー起源二酸化炭素

非エネルギー起源二酸化炭素については、2013年度比 6.7%(2005年度比 17.0%)の水準(約7,080万t-CO<sub>2</sub>)にすることを目標とする。

## (3) メタン

メタンについては、2013年度比 12.3%(2005年度比 18.8%)の水準(約3,160万t-CO<sub>2</sub>)にすることを目標とする。

## (4) 一酸化二窒素

一酸化二窒素については、2013年度比 6.1%(2005年度比 17.4%)の水準(約2,110万t-CO<sub>2</sub>)にすることを目標とする。

表2 非エネルギー起源二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素の排出量の目標

	2030年度の排出量の目標	2013年度 (2005年度)
非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	70.8	75.9 (85.4)
メタン(CH <sub>4</sub> )	31.6	36.0 (39.0)
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	21.1	22.5 (25.5)

[単位:百万t-CO<sub>2</sub>]

## (5) HFC等4ガス

HFC等4ガス(HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>)については、2013年比 25.1%(2005年比 +4.5%)の水準(約2,890万t-CO<sub>2</sub>)にすることを目標とする。

表3 HFC等4ガス及びガス別の排出量の目標

	2030年の排出量の目標	2013年 (2005年)
HFC等4ガス	28.9	38.6 (27.7)
HFCs	21.6	31.8 (12.7)
PFCs	4.2	3.3 (8.6)
SF <sub>6</sub>	2.7	2.2 (5.1)
NF <sub>3</sub>	0.5	1.4 (1.2)

[単位:百万t-CO<sub>2</sub>]

## 2. 温室効果ガス吸収源

吸収源活動により約3,700万t-CO<sub>2</sub>(2013年度総排出量の 2.6%相当(2005年度総排出量の 2.6%相当))(森林吸収源対策により約2,780万t-CO<sub>2</sub>(2013年度総排出量の 2.0%相当(2005年度総排出量の 2.0%相当))、農地土壌炭素吸収源対策及び都市緑化等の推進により約910万t-CO<sub>2</sub>(2013年度総排出量の 0.6%相当(2005年度総排出量の 0.7%相当))の吸収量の確保を目標とする。

## 3. JCM及びその他の国際貢献

途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標の達成に活用するため、JCMを構築・実施していく。これにより、民間ベースの事業による貢献分とは別に、毎年度の予算の範囲内で行う日本政府の事業により2030年度までの累積で5,000万から1億t-CO<sub>2</sub>の国際的な排出削減・吸収量が見込まれる。また、国際貢献として、JCMのほか、産業界による取組を通じた優れた技術の普及等により2030年度に全世界で少なくとも10億t-CO<sub>2</sub>の排出削減ポテンシャルが見込まれる。

併せて、途上国の排出削減に関する技術開発の推進及び普及、人材育成等の国際貢献についても、積極的に取り組む。

## 2. 温室効果ガス削減目標積み上げに用いたエネルギーミックス

	2030 年度
最終エネルギー消費量	326 百万 kl
(省エネルギー対策量)	50 百万 kl

総発電電力量	10,650 億 kWh 程度
再生可能エネルギー	22% ~ 24%程度
原子力	22% ~ 20%程度
石炭	26%程度
LNG	27%程度
石油	3%程度
(再生可能エネルギーの内訳)	
太陽光	7.0%程度
風力	1.7%程度
地熱	1.0% ~ 1.1%程度
水力	8.8% ~ 9.2%程度
バイオマス	3.7% ~ 4.6%程度

### 3. 温室効果ガス削減目標積み上げの基礎となった対策・施策

		2030年度の 排出量の目安 (百万 t- CO <sub>2</sub> )	2013年度 (2005年度) (百万 t- CO <sub>2</sub> )	対策・施策
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>		927	1,235 (1,219)	
	産業部門	401	429 (457)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低炭素社会実行計画の推進・強化 (鉄鋼業)</li> <li>・ 電力需要設備効率の改善</li> <li>・ 廃プラスチックの製鉄所でのケミカルリサイクル拡大</li> <li>・ 次世代コーク製造技術 (SCOPE21) の導入</li> <li>・ 発電効率の改善</li> <li>・ 省エネ設備の増強</li> <li>・ 革新的製鉄プロセス (フェロコーク) の導入</li> <li>・ 環境調和型製鉄プロセス (COURSE50) の導入</li> <li>(化学工業)</li> <li>・ 石油化学の省エネプロセス技術の導入</li> <li>・ その他化学製品の省エネプロセス技術の導入</li> <li>・ 膜による蒸留プロセスの省エネプロセス技術の導入</li> <li>・ 二酸化炭素原料化技術の導入</li> <li>・ 非可食性植物由来原料による化学品製造技術の導入</li> <li>・ 微生物触媒による創電型廃水処理技術の導入</li> <li>・ 密閉型植物工場の導入</li> <li>(窯業・土石製品製造業)</li> <li>・ 従来型省エネプロセス技術の導入 (排熱発電、スラグ粉砕、エアレーム式クレーン、セパレータ改善、堅型石炭ミル)</li> <li>・ 熱回収プロセス代替廃棄物 (廃プラスチック等) 利用技術の導入</li> <li>・ 革新的セメント製造プロセスの導入</li> <li>・ ガラス溶融プロセスの導入</li> <li>(パルプ・紙・紙加工品製造業)</li> </ul>



			<ul style="list-style-type: none"> <li>・高効率古紙パルプ製造技術の導入</li> <li>・高温高圧型黒液回収ボイラの導入 (業種横断・その他)</li> <li>・高効率空調の導入</li> <li>・産業HP(加温・乾燥)の導入</li> <li>・産業用照明の導入</li> <li>・低炭素工業炉の導入</li> <li>・産業用モータの導入</li> <li>・高性能ボイラの導入</li> <li>・プラスチックのリサイクルルーク直接利用</li> <li>・ハイブリッド建機等の導入</li> <li>・省エネ農機の導入</li> <li>・施設園芸における省エネ設備の導入</li> <li>・省エネ漁船への転換</li> <li>・業種間連携省エネの取組推進</li> <li>・特殊自動車における低炭素化の促進 (工場エネルギーマネジメント)</li> <li>・産業部門における徹底的なエネルギー管理の実施</li> </ul>
業務その他部門	168	279 (239)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築建築物における省エネ基準適合の推進</li> <li>・建築物の省エネ化(改修)</li> <li>・業務用給湯器の導入(潜熱回収型給湯器、業務用ヒートポンプ給湯器、高効率ボイラ)</li> <li>・高効率照明の導入</li> <li>・冷媒管理技術の導入(フロン)</li> <li>・トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上</li> <li>・BEMSの活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施</li> <li>・照明の効率的な利用</li> <li>・国民運動の推進(クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進、自治体庁舎改修)</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーの面的利用の拡大</li> <li>・下水道における省エネルギー・創エネルギー対策の推進</li> <li>・水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等</li> <li>・地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づく取組の推進</li> <li>・プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進</li> <li>・ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化</li> <li>・温暖化対策ロードマップ等による各省連携施策の計画的な推進</li> </ul>
家庭部門	122	201 (180)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築住宅における省エネルギー基準適合の推進</li> <li>・既築住宅の断熱改修の推進</li> <li>・高効率給湯器の導入（CO2冷媒HP給湯器、潜熱回収型給湯器、燃料電池、太陽熱温水器）</li> <li>・高効率照明の導入</li> <li>・トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上</li> <li>・HEMS・スマートメーターを利用した家庭部門における徹底的なエネルギー管理の実施</li> <li>・国民運動の推進（ケルビズ・ウォルビズの実施徹底の促進、機器の買換え促進、家庭エネルギー診断）</li> <li>・浄化槽の省エネルギー化</li> <li>・温暖化対策ロードマップ等による各省連携施策の計画的な推進</li> </ul>
運輸部門	163	225 (240)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃費改善</li> <li>・次世代自動車の普及</li> <li>・その他運輸部門対策（交通流対策の推進、公共交通機関の利用促進、鉄道貨物輸送へのモーダルシフト、海運グリーン化総合対策、港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減、港湾における総合的な低炭素化、トラック輸送の効率化、鉄道のエネルギー消費効率の向上、航空のエネルギー消費効率の向上、省エネルギーに資する船舶の普及促進、環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化、共同輸配送の推進、高度道路交通システム（ITS）の推進（信号機の集中制御化等）、交通安全施設の整備（信号機の高度化、信号灯器のLED化の推進）、自動運転の</li> </ul>

			推進、エコドライブの推進、カーシェアリング ) ・地球温暖化対策に関する構造改革特区制度の活用 ・温暖化対策ロードマップ等による各省連携施策の計画的な推進
エネルギー転換部門	73	101 (104)	・再生可能エネルギーの最大限の導入促進 ・安全性の確認された原子力発電の活用 ・火力発電の高効率化 ( USC、A-USC、IGCC 等 )
分野横断的施策		( )	・J-クレジット制度の推進

	2030年度の 排出量の目標 (百万 t- CO <sub>2</sub> )	2013年度 (2005年度) (百万 t- CO <sub>2</sub> )	対策・施策
非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	70.8	75.9 (85.4)	・混合メソンの利用拡大 ・一般廃棄物焼却量の削減
CH <sub>4</sub>	31.6	36.0 (39.0)	・農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策（水田メソ排出削減） ・一般廃棄物の最終処分量の削減 ・一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用
N <sub>2</sub> O	21.1	22.5 (25.5)	・農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策（施肥に伴う一酸化二窒素削減） ・下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等
HFC等4ガス	28.9	38.6 (27.7)	・HFC等4ガスの総合的排出抑制対策（フロン排出抑制法や産業界の自主行動計画による排出抑制等）
HFCs	21.6	31.8 (12.7)	
PFCs	4.2	3.3 (8.6)	
SF <sub>6</sub>	2.7	2.2 (5.1)	
NF <sub>3</sub>	0.5	1.4 (1.2)	

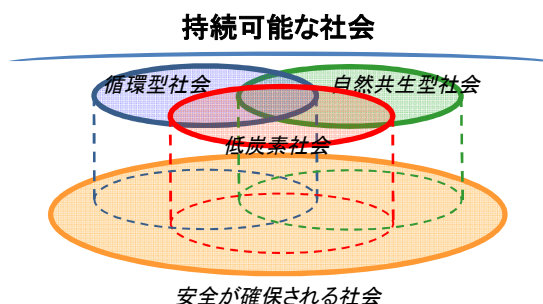
	2030年度の 吸収量の目標 (百万 t- CO <sub>2</sub> )	2013年度 (2005年度) (百万 t- CO <sub>2</sub> )	対策・施策
温室効果ガス吸収源対策・施策	37.0	( )	・森林・林業対策の推進による温室効果ガス吸収源対策の推進 ・農地における炭素貯留量の増加につながる土壌管理の推進 ・都市緑化等の推進
森林吸収源対策	27.8	( )	
農地土壌炭素吸収源対策	7.9	( )	
都市緑化等の推進	1.2	( )	

## 第四次環境基本計画の概要

環境基本計画とは、環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。これまでに3回(平成6年、12年、18年)策定。

### 目指すべき持続可能な社会の姿

- 低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成
- その基盤として、「安全」を確保



### 持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向 (今後の環境政策の展開の方向)

- ①政策領域の統合による持続可能な社会の構築(環境・経済・社会、環境政策分野間の連携)
- ②国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化(国益と地球益の双方の視点)
- ③持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
- ④地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

### 9つの優先的に取り組む重点分野

#### 1-1. 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

- 個人や事業者の環境配慮行動の浸透、環境配慮型商品・サービスの普及により、経済・社会のグリーン化を進める。
- 技術革新、新たな価値の創出や社会システムの変革を含むグリーン・イノベーションを推進。2020年に環境関連新規市場50兆円超、新規雇用140万人創出を目指す。

#### 1-2. 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進

- 我が国の経験や技術を提供することによって、途上国において増大する環境負荷を低減するための支援を積極的に行っていく。
- 国益と地球益双方を確保するため、国際社会にとって公平で実効的な枠組み形成や国際協力に戦略的に取り組む。

#### 1-3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

- 国民全体が森林、農地、河川、都市等の国土の有する価値を保全・増大させ、将来世代に引き継いでいく考え方を共有し、これに取り組んでいく社会を構築する。
- 持続可能な地域づくりのため、文化、人材、コミュニティを含む地域資源の活用を進め、地域づくりの担い手の育成と各主体間のネットワークの構築・強化を進める。
- 環境政策形成に資する環境情報の充実や環境影響評価制度の充実・強化に取り組む。

#### 1-4. 地球温暖化に関する取組

- 2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。
- 2013年以降2020年までの期間については、エネルギー政策と一体的に見直しを行っていく中で策定する新たな温暖化対策の計画に基づき、施策を進める。また、カンクン合意に基づき、先進国・途上国の排出削減に取り組む。
- 2013年以降の国際交渉について、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを早急に構築するために、国際的議論に積極的に貢献。

#### 1-5. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

- 愛知目標の達成に向け、平成24年度に生物多様性国家戦略を改定し、今後の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた我が国としての方向性を明らかにし、これに基づく取組を進める。
- 農林水産業の復興により、失われた生物多様性の回復・維持を図り、本来生態系が有する回復能力（レジリエンス）の強化を通じて国土の自然の質を向上させる。
- 生態系や生息・生育地のつながりに加え、人や文化などのつながりも一体的に捉え、広域的・横断的な取組を進める。

#### 1-6. 物質循環の確保と循環型社会の構築

- 有用な資源の回収・有効活用により資源確保を強化する。また、環境産業の確立、環境配慮を通じた成長の達成、グリーン・イノベーションの実現を目指す。
- 地域の経済・文化等の特性や人と人のつながりに着目した地域循環圏を形成する。
- 災害に強い廃棄物処理体制の構築や有害物質の適正な処理等、安全・安心の観点からの取組を強化する。

#### 1-7. 水環境保全に関する取組

- 流域全体を視野に入れ、地域の特性や生物多様性の保全を念頭に、良好な水環境の保全に取り組む。
- 我が国の水環境保全に関する技術と経験を活かし、国際的な水問題の解決に貢献する。その際、我が国の水関連産業の国際競争力強化も進める。
- 東日本大震災を踏まえ、災害に強い地域づくりを進めるとともに、森・里・海の関連を取り戻し、自然共生社会の実現を図る。

#### 1-8. 大気環境保全に関する取組

- 大都市地域における大気汚染や光化学オキシダント、PM2.5及びアスベスト等に対する取組を強化する。
- 騒音、ヒートアイランド現象等の生活環境問題に対する取組を推進する。
- 環境的に持続可能な都市・交通システムの実現を図る。

#### 1-9. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

- 科学的な環境リスク評価の効率的な推進を図る。その結果に基づき、化学物質の製造から廃棄・処理までのライフサイクル全体のリスクを削減する。
- 安全・安心の一層の推進に向けて、リスクコミュニケーションを推進し、各主体の環境リスクに対する理解の増進とリスク低減に向けた取組の基盤を整備する。
- アジア地域における化学物質のリスク低減と協力体制の構築に向けた取組を含め、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む。

## 震災復興、放射性物質による環境汚染対策

### 2. 東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項

特に、被災地における①自立・分散型エネルギーの導入等の推進、②広域処理を含む災害廃棄物の処理、③失われた生物多様性の回復等の取組 に取り組む。

### 3. 放射性物質による環境汚染からの回復等

- ① 特措法、特措法に基づく基本方針、「中間貯蔵施設等の基本的な考え方」、「除染ロードマップ」に基づく放射性物質による汚染廃棄物の処理、除染等の取組の実施
- ② 放射線による人の健康へのリスクの管理及び野生動植物への影響の把握
- ③ 環境基本法等の改正を踏まえ、今後の放射性物質による環境汚染に対する対応の検討 に取り組む。



# 気候変動の影響への適応計画について

(気候変動の影響への適応を計画的かつ総合的に進めるため、政府として初の適応計画を策定するもの)

○IPCC第5次評価報告書によれば、温室効果ガスの削減を進めても世界の平均気温が上昇すると予測

○気候変動の影響に対処するためには、「適応」を進めることが必要

○平成27年3月に中央環境審議会が気候変動影響評価報告書を取りまとめ(意見具申)

○我が国の気候変動【現状】 年平均気温は100年あたり1.14℃上昇、日降水量100mm以上の日数が増加傾向

【将来予測】 厳しい温暖化対策をとった場合 : 平均1.1℃(0.5~1.7℃)上昇

温室効果ガスの排出量が非常に多い場合 : 平均4.4℃(3.4~5.4℃)上昇 ※20世紀末と21世紀末を比較

## <基本的考え方(第1部)>

### ■目指すべき社会の姿

○気候変動の影響への適応策の推進により、当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築

### ■基本戦略

- (1) 政府施策への適応の組み込み
- (2) 科学的知見の充実
- (3) 気候リスク情報等の共有と提供を通じ理解と協力の促進

- (4) 地域での適応の推進
- (5) 国際協力・貢献の推進

### ■対象期間

○21世紀末までの長期的な展望を意識しつつ、今後おおむね10年間における基本的方向を示す。

### ■基本的な進め方

- 観測・監視や予測を行い、気候変動影響評価を実施し、その結果を踏まえ適応策の検討・実施を行い、進捗状況を把握し、必要に応じ見直す。このサイクルを繰り返し行う。
- おおむね5年程度を目途に気候変動影響評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行う。

## <分野別施策(第2部)>

### ■農業、森林・林業、水産業

- 影響: 高温による一等米比率の低下や、りんご等の着色不良等
- 適応策: 水稲の高温耐性品種の開発・普及、果樹の優良着色系品種等への転換等

### ■水環境・水資源

- 影響: 水温、水質の変化、無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加等
- 適応策: 湖沼への流入負荷量低減対策の推進、渇水対応タイムラインの作成の促進等

### ■自然生態系

- 影響: 気温上昇や融雪時期の早期化等による植生分布の変化、野生鳥獣分布拡大等
- 適応策: モニタリングによる生態系と種の変化の把握、気候変動への順応性の高い健全な生態系の保全と回復等

### ■自然災害・沿岸域

- 影響: 大雨や台風増加による水害、土砂災害、高潮災害の頻発化・激甚化等
- 適応策: 施設の着実な整備、設備の維持管理・更新、災害リスクを考慮したまちづくりの推進、ハザードマップや避難行動計画策定の推進等

### ■健康

- 影響: 熱中症増加、感染症媒介動物分布可能域の拡大等
- 適応策: 予防・対処法の普及啓発等
- 産業・経済活動
- 影響: 企業の生産活動、レジャーへの影響、保険損害増加等
- 適応策: 官民連携による事業者における取組促進、適応技術の開発促進等

### ■国民生活・都市生活

- 影響: インフラ・ライフラインへの被害等
- 適応策: 物流、鉄道、港湾、空港、道路、水道インフラ、廃棄物処理施設、交通安全施設における防災機能の強化等

## <基盤的・国際的施策(第3部)>

### ■観測・監視、調査・研究

- 地上観測、船舶、航空機、衛星等の観測体制充実
- モデル技術やシミュレーション技術の高度化等

### ■気候リスク情報等の共有と提供

- 気候変動適応情報にかかるプラットフォームの検討等

### ■地域での適応の推進

- 地方公共団体における気候変動影響評価や適応計画策定を支援するモデル事業実施、得られた成果の他の地方公共団体への展開等

### ■国際的施策

- 開発途上国への支援(気候変動影響評価や適応計画策定への協力等)
- アジア太平洋適応ネットワーク(APAN)等の国際ネットワークを通じた人材育成等への貢献等

# 生物多様性国家戦略 2012-2020

## 第1部：戦略

### 【自然共生社会実現のための基本的な考え方】

「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

#### 【生物多様性の4つの危機】

##### 「第1の危機」

開発など人間活動による危機

##### 「第2の危機」

自然に対する働きかけの縮小による危機

##### 「第3の危機」

外来種など人間により持ち込まれたものによる危機

##### 「第4の危機」

地球温暖化や海洋酸性化など地球環境の変化による危機

#### 【生物多様性に関する5つの課題】

- ① 生物多様性に関する理解と行動
- ② 担い手と連携の確保
- ③ 生態系サービスでつながる「自然共生圏」の認識
- ④ 人口減少等を踏まえた国土の保全管理
- ⑤ 科学的知見の充実

### 【目 標】

#### ◆ 長期目標 (2050年)

生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する。

#### ◆ 短期目標 (2020年)

生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する。

### 【自然共生社会における国土のグランドデザイン】

100年先を見通した自然共生社会における国土の目指す方向性やイメージを提示

### 【5つの基本戦略】…2020年度までの重点施策

- 1 生物多様性を社会に浸透させる
- 2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
- 3 森・里・川・海のつながりを確保する
- 4 地球規模の視野を持って行動する
- 5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

## 第2部：愛知目標の達成に向けたロードマップ

- 「13の国別目標」とその達成に向けた「48の主要行動目標」
- 国別目標の達成状況を把握するための「81の指標」

## 第3部：行動計画

- 約700の具体的施策
- 50の数値目標



# 東京都環境審議会 東京都環境基本計画のあり方について（中間のまとめ）【概要】

## 新たな計画の位置づけとこれまでの取組・成果

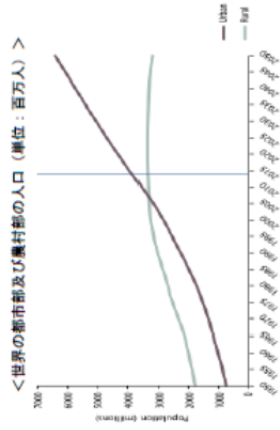
- ・都は、世界で最も環境負荷の少ない都市を目指し幅広い環境施策を実施
- ・現行計画の策定から7年半が経過し、気候変動問題や東日本大震災後のエネルギー需給の変化等の課題が山積するなど、状況は大きく変化
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、持続可能な都市の姿を訪れた人たちに示すことも必要

新たな環境基本計画を策定する必要

## 東京を取り巻く社会経済及び環境分野の動向

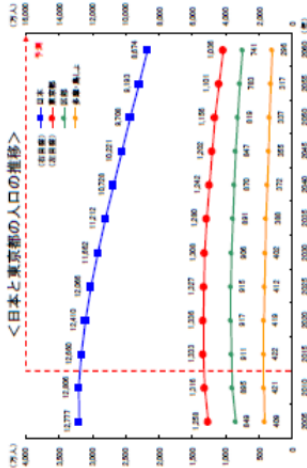
### 世界の状況

- 世界人口はアジアやアフリカ等での人口増加が進み、2050年に約97億人と予測
- 世界規模で都市化が進み、2050年までには世界人口の66%が都市に住むと予測
- エネルギー需要はアジア諸国の需要拡大等により2035年に2011年比約1.3倍に



### 日本の状況

- 2060年の人口は日本全体で2010年比約3割減少、東京は2020年をピークに減少し、2010年比約2割減少 (1,036万人)
- 高度経済成長以降に整備したインフラの老朽化が進む、都市開発動向も大きく変化



### 環境分野の動向

- 《気候変動》
  - 現在から21世紀末までに最大4.8℃の気温上昇が予測
  - 東日本大震災以降、火力発電所の稼働増等により温室効果ガス排出量は増加
- 《資源循環》
  - 世界の資源消費量は今後とも増加し、輸入に頼る日本も資源利用に伴うリスクが高まる
- 《大気》
  - 多くの都市ではWHOの大気環境ガイドラインのレベルに達しておらず、健康被害へのリスクを抱える
  - 《生物多様性》
    - COP10 (愛知) において地方自治体への生物多様性への取組が奨励
    - 国際自然保護連合は、7万6,201種のうち約3割を絶滅危惧種として選定

## 東京が目指す将来像

### 目指すべき都市の姿

- 「東京都長期ビジョン」で示した環境政策をさらに進化・発展
- 「世界一の環境先進都市・東京」の実現

- 最高水準の都市環境の実現
  - ・住み、働き、訪れる誰もが快適に感じる、都市空間を実現
- サステナビリティ
  - ・東京が今後も発展・成長するには「サステナビリティ」を計画に組み込む必要
  - ・気候変動への適応も重要
- 連携とリーダーシップ
  - ・多様な主体との連携、都のリーダーシップにより、環境問題の解決を進める

### 政策展開において留意すべき事項

- 経済成長と環境政策の両立
- 2020年大会後を見据えた環境レガシーの形成
- 持続可能な都市の実現に向けた新たな価値観の創出

### 政策の柱

- 省エネルギー・再生可能エネルギー導入の取組や水素エネルギーの活用により、低炭素・快適性・防災力を備えたスマートエネルギー都市を実現する。
- 廃棄物の3R・適正処理を促進させて、サプライチェーン全体を視野に入れた「持続可能な資源利用」を推進する。
- 自然環境の保全・みどりの創出により、自然豊かで多様な生きものとの共生できる都市環境を実現し、次世代に継承する。
- 快適な大気環境、良質な土壌と水循環を確保し、都民や東京を訪れる人々に提供する。
- 国内外の都市との連携・交流・協力を進めるほか、区市町村や都民・事業者などと協働して環境政策を横断的・総合的に進める。

### 目標年次

2020年及び2030年

#### 設定の考え方

- ・「東京都長期ビジョン」との整合や東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を踏まえて、2020年と2030年をターゲットとした目標を設定
- ・中長期的・戦略的な政策展開を図る観点から、できる限り高い目標を掲示
- ・具体的な数値による目標設定やロードマップを都民等に分かりやすく説明

# 分野別目標と施策の方向性

## 1 スマートエネルギー都市の実現

### 施策1 省エネルギー対策・エネルギーマネジメント等の推進

#### 現状と課題

- 2013年度の都内エネルギー消費量は660PJで、2000年度比18%の削減
- 2013年度の温室効果ガス排出量は70.1百万t-CO<sub>2</sub>
- エネルギー消費量が着実に減少する一方、火力発電所の稼働増に伴うCO<sub>2</sub>排出係数の悪化により温室効果ガス排出量は増加
- 部門別で見ると、産業及び運輸部門は減少、業務部門は微減、家庭部門は増加の傾向

#### あるべき姿・目標

省エネルギー・エネルギーマネジメントの推進により、エネルギー利用の高効率化・最適化が進展し、エネルギー消費量の削減と経済成長が両立した持続可能な都市が実現している

#### 【設定すべき目標】

- 2030年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比30%程度削減する
- 2030年までに、東京のエネルギー消費量を2000年比38%程度削減する
- 次世代自動車や低公害車・低燃費車の普及拡大に資する目標
- 「業務用コージェネレーションシステムの導入量」について、2030年までの目標

#### 施策の方向性

- 産業・業務部門への対策
  - 大規模事業所に対するキャップ&トレード制度の着実な運用
  - 中小規模事業所等の取組支援 等
- 家庭部門への対策
  - 省エネ・節電行動の推進
  - 住宅の省エネ性能向上 等
- 運輸部門への対策
  - 自動車環境性能対策
  - エコドライブの推進 等
- 地域環境交通施策の推進
  - 交通ネットワークの整備
  - 自転車利用の促進 等
- 都市づくりにおける低炭素化
  - 建築物における環境配慮の推進
  - まちづくりと一体となったエネルギーマネジメントの推進 等
- 都有施設における率先行動
- その他温室効果ガス対策
- 気候変動適応策の推進

### 施策2 再生可能エネルギーの導入拡大

#### 現状と課題

- 都における再生可能エネルギーによる電力利用割合は約6%（2012年度）
- 都内では太陽光発電の導入が進む一方、太陽光発電以外の導入量は小さい

#### あるべき姿・目標

再生可能エネルギーの導入が拡大し、都市活動を支える主要なエネルギーの一つとして活用されている

#### 【設定すべき目標】

- 「再生可能エネルギーによる電力利用割合」「都内での太陽光発電導入量」について、2030年までの目標

#### 施策の方向性

- 東京の特性を踏まえた導入拡大を推進
  - 多面的なアプローチによる広域での導入拡大
    - 都市型の再生可能エネルギー等の利用促進
    - 官民連携ファンドの活用
  - 多摩・烏しよ地域における導入拡大 等
  - 需要家による再生可能エネルギー選択の仕組みづくり 等

### 施策3 水素社会の実現に向けた取組

#### 現状と課題

- 水素社会の実現に向け、燃料電池自動車の普及や水素ステーションの整備が不可欠
- 水素の認知度を高める普及啓発や、ステーション整備に向けた規制緩和等が当面の課題

#### あるべき姿・目標

水素エネルギーの供給インフラが整備され、燃料電池自動車等の普及が進み、多くの都民が水素エネルギーを利用する社会が実現

#### 【設定すべき目標】

- 「燃料電池自動車普及台数」「水素ステーション整備箇所数」について、2030年までの目標

#### 施策の方向性

- 安定した燃料供給に向けた水素需要創出
- 水素ステーションの整備
  - 燃料電池自動車・バスの普及
  - CO<sub>2</sub>フリー水素の活用促進 等



# 分野別目標と施策の方向性

## 2 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進

### 施策1 「持続可能な資源利用」の推進

#### 現状と課題

- ・都内の食品廃棄物発生量は約200万t（2012年度）と推計され、特に外食産業からの発生量が多い
- ・一般廃棄物のリサイクル率は23%（2013年度）となり、事業系廃棄物のリサイクルにも取り組み、2013年度の最終処分量は2000年度比で6割以上削減

#### あるべき姿・目標

天然資源の保護と効率的な使用のもと、「持続可能な資源利用」が進み、3Rが推進されることで、最終処分量が更に減少している

#### 【設定すべき目標】

- ・食品ロスをはじめとす資源ロスの削減を進める
- ・2030年度に、一般廃棄物のリサイクル率を37%に向上させる。都内廃棄物の最終処分量を2012年度比で25%削減する。
- ・「持続可能な調達」を事業活動や消費行動に定着させる

#### 施策の方向性

- 1 資源ロスの削減の促進
  - ・食品ロス削減の促進
  - ・使い捨て型ライフスタイルの見直し
- 2 エコマテリアルの利用の促進
  - ・木材の持続可能な利用
  - ・再生資材の利用促進 等
- 3 廃棄物の循環利用の更なる促進
  - ・事業系廃棄物のリサイクルの促進
  - ・埋立処分量削減に向けた取組 等
- 4 先進的な事業者等と連携した「持続可能な資源利用」の推進

### 施策2 静脈ビジネスの発展及び廃棄物の適正処理の促進

#### 現状と課題

- ・第三者評価制度で優良な253事業者を認定。引き継ぎ、制度の普及拡大及び処理業者の更なる育成支援が必要
- ・不法投棄件数は減少しているものの、悪質な不法投棄は後を絶たない。適切に処理されずに廃家電等が違法輸出される事例もあり、不適正処理の防止徹底が必要

#### あるべき姿・目標

産業廃棄物処理業者による適切な処理が行われ、排出者責任が徹底されるとともに、廃棄物処理・リサイクルに係る環境負荷が低減されている

#### 【設定すべき目標】

- ・優良な処理業者が市場で正当に評価され、優位に立つことのできる環境を醸成する
- ・廃棄物の不法投棄を防止し、適正処理の徹底を図る

#### 施策の方向性

- 1 静脈ビジネスの発展
  - ・第三者評価制度の普及促進
  - ・スーパーエコタウン事業の推進
- 2 廃棄物の適正処理とマナー向上
  - ・PCB含有機器の使用・保管の届出徹底、中小事業者への支援
  - ・水銀含有廃棄物の分別排出・適正処理の促進
  - ・海岸漂着物対策の推進
  - ・公共空間の美化 等
- 3 不法投棄等の不適正処理防止に向けた対策の実施
  - ・廃家電等の不適正処理・違法輸出の防止
  - ・解体工事での現場指導の徹底 等

### 施策3 災害廃棄物対策の強化

#### 現状と課題

- ・東日本大震災や大島土砂災害での災害廃棄物処理等の経験を活かして、首都直下型地震等に備えた災害廃棄物対策を進めることが必要

- ・区市町村において着実に処理を進められる体制づくりなどの準備が必要、また、都域を超えた広域処理を想定した対策が必要

#### あるべき姿・目標

「東京都災害廃棄物処理計画」を策定し、首都直下型地震等発災後の災害廃棄物を迅速・適正に処理できるよう平時から準備がなされている

#### 【設定すべき目標】

- ・首都直下型地震等の発災に備え、2020年までに、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制を構築する

#### 施策の方向性

- 1 首都直下型地震等に備えた対策の実施
  - ・東京都災害廃棄物処理計画の策定
  - ・区市町村の災害廃棄物処理計画策定等への支援
  - ・国や関係団体と連携して、広域処理体制の確保等を検討

# 分野別目標と施策の方向性

## 3 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承

### 施策1 生物多様性の保全・緑の創出

#### 現状と課題

- ・新たに約668haの緑を創出（2007年度～2014年度）、みどり率が区部で初めて上昇（19.6%→19.8%）するものの、長期的には緑の減少傾向は継続
- ・在来植栽など生物多様性に配慮した緑化を進める取組が不十分
- ・外来種の侵入・増加により、農業・生態系への影響や希少種への被害を確認

#### あるべき姿・目標

生物多様性にも配慮した緑の創出や自然環境の保全が進み、生きものと共生する都市づくりが進んでいる

#### 【設定すべき目標】

- ・生物多様性に配慮した緑化の推進に関する目標
- ・森林の公益的機能の向上に関する目標
- ・生態系や生活環境等への影響の軽減に関する目標

#### 施策の方向性

- 1 あらゆる都市空間における緑の創出
  - ・緑化計画書制度による新たな緑の創出
  - ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた花と緑による緑化の推進 等
- 2 エコジカル・ネットワークの構築に向けた緑化の推進
  - ・生物多様性に配慮した緑化の推進
  - ・在来植栽の推進 等
- 3 保全地域や既存の緑地等における緑の保全
  - ・保全地域における生物多様性の保全等
  - ・多摩の森林の針広混交林化と生物の生息・生育空間の復活 等
- 4 希少種の保全・外来種等対策及び野生生物の適正管理
  - ・保全地域における希少種保全対策の強化
  - ・外来種等防除を行う区市町村への支援 等

### 施策2 生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大

#### 現状と課題

- ・保全活動を行うボランティア団体などは高齢化が進み、将来の人材不足が懸念
- ・自然公園における自然保護と多様な利用の両立のため、利用ルールの周知徹底が必要
- ・生物多様性保全の重要性が十分に認識されていないため、生物多様性に関する普及啓発を進めることが必要

#### あるべき姿・目標

様々な自然体験活動により、生物多様性保全の気運が醸成され、多様な主体が連携した自然環境保全・回復活動が進んでいる

#### 【設定すべき目標】

- ・保全地域等での自然体験活動参加者数について、2030年度の目標
- ・自然公園の豊かな自然環境の保護や利用促進に関する目標
- ・世界自然遺産である小笠原諸島の自然環境の保全・継承に関する目標
- ・生物多様性への理解促進に関する目標

#### 施策の方向性

- 1 多様な主体の参画による自然環境の保全
  - ・企業、NGO/NPO、大学等とのパートナーシップによる緑地保全 等
  - ・体験プログラム等を通じた学びの機会の提供と人材の掘り起こし 等
- 2 自然環境の保護と適正利用の推進
  - ・自然公園のあり方の検討
  - ・標識の多言語対応、Wi-Fi環境の整備など利便性の向上
  - ・自然公園、都民の森における利用マナーの周知 等
- 3 環境学習や普及啓発の推進
  - ・ICTの活用によるレッドデータブック等の普及啓発
  - ・民間との連携による環境学習の推進
  - ・ビジターセンター等を活用した生物多様性の普及啓発 等



# 分野別目標と施策の方向性

## 4 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保

### 施策1 大気環境等の更なる向上

**現状と課題**

- 工場・事業場等の固定発生源対策やディーゼル車規制等の移動発生源対策に取り組んできた結果、NO<sub>2</sub>（二酸化窒素）及びSPM（浮遊粒子状物質）の環境基準はほぼ達成しており、東京の大気環境は大幅に改善
- 光化学オキシダントの高濃度出現時間やPM2.5の濃度は着実に減少してきているが、環境基準は未達成であり、更なる対策が必要
- 騒音に係る環境基準の達成率は向上してきているが、建設騒音への苦情は近年増加傾向

**あるべき姿・目標**

世界の大都市で最も水準の高い良好な大気環境が実現されている

【設定すべき目標】

- 都内の光化学オキシダント濃度の低減に関する目標
- 騒音に対する苦情の削減に関する目標

**施策の方向性**

- PM2.5・光化学オキシダント対策の推進
  - 工場・事業場に対する規制指導と認定機器の普及拡大
  - 事業者への技術支援
  - 次世代自動車等の普及促進
  - 身近な生活環境でのVOC対策
  - 光化学オキシダント高濃度日のNOx、VOC排出抑制
  - 広域連携の推進 等
- アスベスト飛散防止対策の徹底
- 騒音・振動対策
  - 自動車騒音対策
  - 生活騒音・振動の苦情の低減 等

### 施策2 化学物質による環境リスクの低減

**現状と課題**

- 土壌汚染対策を実施する中小事業者においては、費用面・技術面等で課題が存在
- 2013年度の都内の化学物質排出量の総量は、10年前の4割程度まで低減
- しかし、都内には住宅と事業場が混在する地域が多く、未規制の化学物質等によるリスクの有無を確認していく必要

**あるべき姿・目標**

化学物質等による環境リスクの低減が図られ、安心して暮らせる生活環境が確保されている

【設定すべき目標】

- 合理的な土壌汚染対策に関する目標
- 化学物質対策の推進に関する目標

**施策の方向性**

- 土壌汚染対策の推進
  - 中小事業者への技術支援
  - 法規制等の見直し
  - 最適な土壌汚染対策を選択する手法の検討
- 化学物質排出削減策の推進
  - 化学物質適正管理制度の充実

### 施策3 水環境・熱環境の向上

**現状と課題**

- 河川のBOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準は2014年度に全水域で達成したが、東京湾内湾ではCOD（化学的酸素要求量）は近年横ばいで推移し、夏季を中心に赤潮が発生
- 地下水揚水規制等により都内の地下水水位は回復しつつあるが、今後継続して監視を行っていく必要
- 集中豪雨への対応や土砂災害・高潮等の被害リスクの軽減、熱中症・感染症等の予防にも取り組む必要

**あるべき姿・目標**

河川や海域の水質改善が進み、潤いある水環境の創出や暑さ対策により、都民や東京を訪れる人々が心地良さを実感できる環境が実現されている

【設定すべき目標】

- 河川及び海域の水質向上に関する目標
- 地下水保全と利用の適正管理の推進に関する目標
- 暑さ対策の推進に関する目標

**施策の方向性**

- 水質汚濁対策
  - 総量規制等の普及実施
  - 合流式下水道改善、しゅんせつの実施 等
- 東京の水循環の再生と水辺環境の回復
  - 地下水の保全と利用の適正管理
  - 水辺環境の向上
  - 河川等の安全性向上など災害対策の推進 等
- 街なかでの暑さ対策等の推進
  - 民間事業者や区市町村等の取組促進 等

## 分野別目標と施策の方向性

### 5 環境施策の横断的・総合的な取組

#### 施策1 多様な主体との連携

##### 取組・現状等

- ・「区市町村との連携による地域環境力活性化事業」による財政支援等実施
- ・九都県市における施策連携や国への要望の実施
- ・気候変動対策の発信、アジア諸国との技術協力の推進

##### あるべき姿・目標

多様な主体と連携した環境配慮への取組が進むとともに、世界の大都市との環境協力が活発に行われている

【設定すべき目標】

- ・多様な主体との連携に関する目標
- ・海外都市との協力体制の強化に関する目標 等

##### 施策の方向性

- ・区市町村との連携強化
- ・都民や企業・NGO等との連携
- ・国際環境協力の推進 等

#### 施策2 持続可能な都市づくりに向けた環境配慮の促進

##### 取組・現状等

- ・環境影響評価制度など環境配慮の仕組みを構築
- ・小学校教職員研修等の実施
- ・環境局ホームページのスマートフォン対応やSNSを活用した広報の実施

##### あるべき姿・目標

都民の日常行動や企業の事業活動に環境配慮が組み込まれるとともに、環境負荷の少ないまちづくりが進んでいる

【設定すべき目標】

- ・環境教育の強化に関する目標
- ・環境広報の充実に関する目標 等

##### 施策の方向性

- ・公共調達コードの策定
- ・次世代の人材育成等
- ・新たな環境施策を推進するための広報展開 等

#### 施策3 実効性の高い環境行政の推進に向けた体制の充実

##### 取組・現状等

- ・公益財団法人東京都環境公社と連携した施策の推進（中小規模事業所や家庭部門の省エネルギー対策等）
- ・東京都環境科学研究所は、試験研究機関として都の環境施策の推進に貢献。一方、再生可能エネルギーや水素エネルギー、生物多様性の保全などへの取組が不十分

##### あるべき姿・目標

都と公社が強固な連携のもと環境施策を推進している。環境科学研究所においては、研究などの機能が充実し都の施策展開をバックアップしている

【設定すべき目標】

- ・環境科学研究所の機能強化に関する目標 等

##### 施策の方向性

- ・環境公社との連携強化
- ・環境科学研究所の機能強化
- ・環境行政を担う人材育成

## 環境の確保に関する配慮の指針

### 位置づけ

- ・都民、事業者、NGO等あらゆる主体が、あらゆる分野の活動において環境配慮に取り組むための考え方をして作成
- ・指針に基づき、社会の様々な活動やルールに環境への配慮が具体化・内在化していくことで、各主体の行動に応じた環境配慮を推進

### 構成等

- 1 環境配慮原則
  - ・現行計画に示す環境配慮原則（回避、低減、修復、代償、創造）は、引き続き基本とすべき内容
  - ・あらゆる主体に適用される活動原則（予防原則、発生源対策の原則、原因者負担の原則、回復あるいは再生原則）についても、再度徹底
- 2 基本的な環境配慮項目
  - 東京の環境を取り巻く状況の変化を考慮した的確な見直しが必要
  - ・エネルギー消費の抑制・温室効果ガスの排出抑制分散型エネルギー、エネルギーマネジメント等の視点を追加
  - ・持続可能な資源利用の推進
  - 「持続可能な資源利用に向けた取組方針」の考え方を反映
  - ・生物多様性の保全・緑の創出
  - 生態系に配慮した緑化、希少種保全等の視点を追加 等
- 3 環境配慮・環境対応の内在化の一層の推進に向けて
  - ・各主体がその活動に合わせて活用できるように、具体的かつわかりやすく作成
  - ・あらゆる機会を捉えて指針の意義や活用方法を周知していくことが重要